

令和6年度 社会福祉法人指導監査結果及び改善状況

- ・改善指導の内容は、1法人について同主旨の指導が複数ある場合、まとめて(指導事項〇件)と表示します。
- ・改善状況については、「改善済」、「改善中」、「未改善」の区分で表示します。令和7年8月31日現在の状況を表示します。

「改善済」:法人からの報告、書類等で改善を確認できたもの

「改善中」:法人からの報告、書類等で改善に着手済又は着手の意思表示を確認できたもの

「未改善」:改善着手の意思表示が確認できないもの

	法人名称	指導監査実施日	改善指導事項	改善状況
1	社会福祉法人 東益津福祉会	令和6年8月9日	理事長の専決事項について、専決範囲が具体的でないものがあった。	改善済
			評議員会での決議を要するものについて、決議が行われていないものがあった。	改善済
2	社会福祉法人 厚生会	令和6年9月12日	理事長の専決事項について、専決範囲が具体的でないものがあった。	改善済
3	社会福祉法人 新世会	令和6年10月10日	評議員会を招集する際に、理事会の決議を経ていなかった。	改善中
			評議員会、理事会において、特別利害関係人の有無が確認されていなかった。	改善中
			理事・評議員の履歴書等に、所在が不明のものや日付が未記入のものがあった。	改善中
			理事長の専決事項の範囲が明確でないものがあった。	改善中
			理事会、評議員会議事録に記載の誤りがあった。	改善中
			固定資産現在高報告書が作成されておらず、理事長への報告もされていなかった。	改善中

	法人名称	指導監査実施日	改善指導事項	改善状況
4	社会福祉法人 小川大富福社会	令和6年11月15日	評議員会を招集する際に、理事会の決議によって定められるべき事項が定められていなかった。	改善中
			評議員会の議題に、理事会の決議によって定められていないものがあった。	改善中
			評議員会において、利害関係人の有無が確認されていなかった。	改善中
			評議員会の決議事項に、法に規定する事項又は定款で定めた事項以外ものがあった。	改善中
			評議員会の議事録に誤りや漏れ、内容不十分な記載が見られた。	改善中
			評議員会の決議省略における評議員の同意について、全員の同意書が確認できなかった。	改善中
			評議員会における理事・監事の選任決議方法が適切でなかった。	改善中
			理事長の専決事項の範囲が明確でないものがあった。	改善済
			業務執行理事の定数や選任方法、権限について定款に規定がなかった。	改善中
			理事会の招集通知が開催日の1週間前までに発送されていなかった。	改善中
			理事会での決議を要するものについて、決議が行われていないものがあった。	改善中
			理事会の決議省略における理事の同意について、全員の同意書が確認できなかった。	改善中